

# 米原市自治基本条例 とは

## 自治基本条例とは

この条例は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す理念条例で、具体的な規制や制限があるわけではありません。自治基本条例を守り育てることが、まちづくりを推進することに繋がるとしており、まちづくりの理念として最高規範と位置付けています。

## 5つのまちづくりの基本原則



### 市民主権

まちづくりの主役は市民。本条例の第3条第2項には、市民はまちづくりの主役であり、参加、参画、および協働により、まちづくりを担うことができるものとするとして規定しています。



### 役割分担および協働

まちづくりの関係者は、自立した考え・活動の下に相互を補い合い・協力し合って対等な立場でまちづくりを推進することとしています。また、同時に持続的なまちづくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要としています。



### 持続的発展

次の世代に対して責任を持つことが持続的発展であるという意見から、環境・経済・社会的な繋がりという資源を子や孫たちが享受（きょうじゅ）できる地域づくりを必要としています。



### 多様性の尊重

米原市のまちづくりは、自分たちと違うものを排除・敬遠するのではなく、他者を認め合い・共存することにより、多様で自主性を尊重した形で進めることとしています。



### 情報の共有

協働のまちづくりを進めるためには、情報は欠くことのできない資源です。情報は活用されることが重要であり、この条例では情報の提供や公開だけでなく、情報の共有として位置付けています。

# 条例推進委員会の役割

## 推進委員会の役割とは

条例の検討の中で、この条例は市民参加で作上げてきたが、条例ができあがった後の条例の執行に関しても市民参加できる仕組みが必要であるという意見がありました。

この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動や事業を検証評価する組織として推進委員会を設置しています。変化する社会情勢に対応した内容であるかの検証や条例に基づいた政策の制度化や既存の取組に対する改善点などを委員会で議論し、市長に対して意見書として提出することができます。

また、この条例の改正や廃止等に関する審議を行う組織としても位置付けています。

### 条例に基づく

- ・ 政策の制度化
- ・ 事業や運営状況の検証評価
- ・ 改善点の指摘
- ・ 社会情勢への対応
- ・ 条例の改正、変更

など

**意見書・答申書**  
として市長に提案・提言

## これまでの推進委員会

条例推進委員会も今期で5期目となります。過去4期の概要は下記のとおりです。

### 第1期

市民生活の中から見えてくる自治基本条例の活用や、総合計画との関係から見た仕組みづくりについて分科会による議論を行い、意見書として提言。

### 第2期

第1期の提言内容を踏まえ、市の取組状況について検証し、制度化すべきことの取りまとめや、多様性の尊重に則った議論の場を作ることを提言。

### 第3期

情報の共有について、市の情報の発信の在り方だけでなく、市民の情報の受け取り方、市民間の情報の伝え方を検討。

### 第4期

住民投票について、本市の状況を踏まえた要件や実施事項について検討し、住民投票条例骨子案として作成。

**第5期は** ・ ・ これからの委員会の中で市に必要と思われるものをテーマと定め、議論していきます。